

宮代町事業者物価高騰対策支援金 のお知らせ

電力・ガス・食料品等価格高騰の影響により、営業利益が減少している事業者、お店の経営者等の皆様へ支援金を給付します。※給付要件等については以下のとおりです。詳細は申請要領をご覧ください。

1. 給付要件

令和3年10月から令和4年9月のうち任意の連続する2ヶ月の営業利益が前年同時期と比較して5%以上かつ1万円以上減少している事業者

営業利益=売上-4経費(注)の合計

(注)経費とは、仕入れ、水道光熱費、消耗品費、燃料費(ガソリン・軽油)

本支援金の営業利益とは、売上から上記経費を差引いた金額で計算します。

2. 給付額 5万円

3. 申請期間

令和4年11月10日(木)~令和5年1月10日(火)

※申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添えて下記宛先に郵送(消印有効)してください。郵送等にかかる費用等は申請者負担となります。

問合せ・申込先 宮代町商工会(宮代町事業者物価高騰対策支援金担当) 宛て
〒345-0801 宮代町百間 1015-1
電話 0480-35-1661 (月曜日~金曜日 10:00~16:00)